

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月16日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第25号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
市の 執行 機関	事務	市の 執行 機関	事務
略	略	略	略
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
市の 執行	事務	市の 執行	事務
	特定個人情報		特定個人情報

機関			機関		
略	略	略	略	略	略
2 市長	生活に困窮	略	2 市長	生活に困窮	略
	する外国人 に対する生 活保護法の 規定に準じ て行う保護 の決定及び 実施又は徴 収金の徴収 に関する事 務であって 規則で定め るもの	生活保護法による保 護の実施又は就労自 立給付金若しくは <u>進 学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報 (以下「生活保護関 係情報」という。) であって規則で定め るもの		する外国人 に対する生 活保護法の 規定に準じ て行う保護 の決定及び 実施又は徴 収金の徴収 に関する事 務であって 規則で定め るもの	生活保護法による保 護の実施又は就労自 立給付金若しくは <u>進 学準備給付金</u> の支給 に関する情報(以下 「生活保護関係情 報」という。)であ って規則で定めるも の
3 市長	特定個人番 号利用事務 (生活保護 関係情報の 提供を受け る事務に限 る。)であ って規則で 定めるもの	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法の規定に準じて行 う保護の実施又は就 労自立給付金若しく は <u>進学・就職準備給 付金</u> の支給に関する 情報(別表第3の3 の項において「生活 困窮外国人の保護関 係情報」という。) であって規則で定め るもの	3 市長	特定個人番 号利用事務 (生活保護 関係情報の 提供を受け る事務に限 る。)であ って規則で 定めるもの	生活に困窮する外国 人に対する生活保護 法の規定に準じて行 う保護の実施又は就 労自立給付金若しく は <u>進学準備給付金</u> の 支給に関する情報(別表第3の3の項に おいて「生活困窮外 国人の保護関係情 報」という。)であ って規則で定めるも の

この条例は、公布の日から施行する。